

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 26 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

1 監査の実施期間

令和 4 年 8 月 31 日(水)から令和 4 年 12 月 26 日(月)まで

2 監査の対象部課等

総務部（総務課、防災安全課、人事課、秘書課、情報管理課、契約課）

3 監査の対象及び範囲

総務部（総務課、防災安全課、人事課、秘書課、情報管理課、契約課）の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 4 年 6 月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮されかつ合規的に行われているか。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

## 6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 15 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

## 検討改善事項

### 総務課

#### 1 債権者の錯誤について（局長指摘事項）

令和3年度本庁舎等樹木管理委託について、受託業者が令和2年度に株式会社への組織変更に伴う名義変更をしていたが、支出負担行為書の作成の際に、誤って債権者を組織変更前の名義で登録し、その支払いを行っていた。また、令和4年度についても同様の処理をしていた。

今後は、請求書等の書類確認を徹底し、適切な事務処理を行うこと。

#### 2 CD販売業務委託について（局長指摘事項）

飯塚市の歌CD販売業務委託契約において、業務完了後に完了届を提出することと規定しているが、その届出が未提出であった。

また、令和3年度の販売実績報告書には残数10枚で報告されているが、在庫管理簿の返却枚数は30枚と記載されているうえ、市の在庫数123部に対し実際は135部が確認されるなど、在庫管理簿と実数が一致していなかった。

今後は、適切に提出書類の確認を行うとともに、報告書と在庫数の確認を徹底すること。

なお、現在CDの受渡しは口頭のみで行っているが、管理業務において責任の所在を明確にすることは必須と思料することから、受領書等の書類の整備について検討されたい。

#### 3 備品管理について（局長指摘事項）

平成30年度定期監査において、備品管理の不備について指摘したところであるが、今回、抽出し確認を行ったところ、台帳に記載されているにもかかわらず既に廃棄したと思われる備品及び名称が「その他」とあるだけで所在不明の備品が確認された。

早急に台帳と備品の照合作業を行うとともに、定期的に確認すること。

なお、今後、台帳記載に「その他」とある物については、備品が判別できるよう商品名や規格を記載されたい。

#### 4 庁舎等管理委託について（局長指摘事項）

令和3年度庁舎等管理委託について、仕様書に報告書の提出を定めているものの未提出のものや保守点検日等の記載漏れと思われるものがあり、履行確認が適

切に行われたか疑義がある。

今後は、業務遂行について確認を適切に行うとともに、報告書の内容を精査したのち支払処理を行うこと。

- ・本庁舎エレベーター保守点検委託（3か月点検のうち8月分の添付なし）
- ・有料駐車場保守管理運営委託（年3回点検のうち12月分の添付なし）
- ・本庁舎清掃等管理業務委託（雨水・雑排水槽清掃報告書添付なし、臨時清掃記載漏れ）

## 5 建設業退職金共済掛金確認書について（局長指摘事項）

契約事務取扱要領【設計金額 工事 130万円以下】によると、工事着手にあたり、提出された建設業退職金共済掛金の収納額を確認することと規定されている。

しかしながら「本庁舎1階西側出入口庇上部水切り取付工事」において、工事業者より提出された掛金収納書は、原本ではなくカラーコピーしたものであるうえ、発注者名及び工事名の欄が未記入であり、更に、請負金額が165,000円に対し掛金が360万円を超えていることから、当該工事の掛金収納書とは考えづらいため、正当に掛金が支払われているか工事業者に確認すべきであったと思料する。

今後、請負業者に対し発注者名及び工事名を記載した原本を提出するように指導するとともに、提出された書類の確認を徹底すること。

## 防災安全課

### 1 補助金の交付について（局長指摘事項）

#### (1) 概算払いを行った補助金の交付後の精算手続きについて

飯塚市会計規則第56条第1項によれば、「概算払いを受けた者は、概算払に係る経費の額が確定したときは、別に定める精算書により精算し、(略)」、第5項によれば、「第1項の規定による精算の報告を受けたときは、これを精査の上、会計管理者に提出しなければならない。」旨の規定がされている。

しかしながら、下記の補助金（4件）の精算手続きについて、いずれも額の確定通知が作成されておらず会計課での審査も行われていなかった。

中には、精算書類の提出がないものや様式が相違しているものがあったため、補助申請者に対し提出書類の指導を行い、早急に会計課へ確定通知を送付し審査を受けるとともに、今後は会計規則を遵守し適切な事務処理を行うよう是正すること。

### 【令和 3 年度分】

- 福岡県交通遺児を支える会補助金
- 更生保護法人筑豊宏済会補助金
- 飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議補助金
- 飯塚保護区保護司会補助金

#### (2) 補助金交付要綱の見直しについて

防災安全課では、複数の団体へ補助金交付を行っており、それぞれの補助金交付要綱では、補助対象事業の定めはあるものの、具体的な対象費目等が規定されておらず、事業費補助金か運営費補助金かが曖昧となっている。

そのため、補助金交付申請及び実績報告の審査において、事業が補助対象経費として適切に実施されているかの判断ができないものがあった。

適切な補助金審査が行えるよう、具体的な補助対象経費を規定するなど要綱の見直しを行うこと。

- 飯塚検察審査協会補助金交付要綱
- 飯塚保護区保護司会補助金交付要綱
- 飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議補助金交付要綱
- 飯塚市交通安全協会補助金交付要綱
- 福岡県交通遺児を支える会補助金
- 更生保護法人筑豊宏済会補助金

#### (3) 更生保護法人筑豊宏済会補助金について

更生保護法人筑豊宏済会補助金については、交付実績に基づき審査を行い支給しているが、積算根拠を、合併前である平成 12 年の国勢調査結果における旧 1 市 4 町の人口を基礎としているため、現在の飯塚市における人口と差があり、交付額の妥当性に疑義が生じる。

今後、算定根拠資料の提出を求めるなど、補助金額の見直しを検討すること。

## 2 消防団員の報酬の支払いについて（局長指摘事項）

消防団員の報酬支払いについては、飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例施行規則第 8 条により「報酬は、これを 2 期に区分し、10 月及び翌年の 4 月に支給する。」こととされている。

令和 3 年度上期（4 月～9 月分）の支払いにおいて、4 月に入団した消防団

員に対する報酬の支払いがされていなかった。早急に支払いを行うとともに、今後は適切な事務処理を行うこと。

### 3 消防団員退職報償金の請求について（局長指摘事項）

令和3年7月に退団した消防団員に支給される退職報償金について、団員に対しての支払いは行っていたが、市に支払われる消防団員等公務災害補償等共済基金からの退職報償金について、請求が漏れていた。

早急に請求手続きを行うとともに、今後は遺漏のないよう事務処理を行うこと。

### 4 国有林野有償使用契約について（局長指摘事項）

地方自治法によれば、自治体予算は年度ごとに作成し、翌年度以降の予算を拘束してはならない（予算単年度主義）旨の規定がされているため、予算の裏付がない複数年の契約は原則的には認められていない。

ただし、地方自治法第214条に基づく債務負担行為、あるいは、同法第234条の3に基づく長期継続契約によって、例外的に複数年契約が可能とされている。

しかしながら、防災行政無線中継所敷に係る国有林野有償使用契約について、予算の裏付なく、3年間の借地料を定めた契約を締結し、支出していた。

このことは、前回の定期監査において指摘しており、措置状況で「本契約は国の様式による契約であるため、今後は長期継続契約なども含め国の担当部署と協議を行い法令に基づいた適切な事務処理を行っていきます。」との回答を受けているものの、その後の令和2年9月及び令和3年4月からの契約はいずれも、長期継続契約や債務負担行為の措置が取られていなかった。

今後、法令に基づいた適切な処理を行うこと。

## 人事課

### 1 住居手当の事後確認について（局長指摘事項）

飯塚市職員の住居手当支給規則第9条によれば、「現に支給を受けている住居手当の月額が適正であるか随時確認するものとする。」旨の規定がされていることから、職員より確認書類の提供を受け、家賃支払状況の確認を行っているが、一部に確認が取れていないものが見受けられた。

家賃支払状況の事実確認は、住居手当支給の重要な根拠となるものであるため、確実に事務処理を行うこと。

## 2 条例等改正による様式変更の周知徹底について（局長指摘事項）

往復公用車使用による旅行命令（依頼）書については、飯塚市職員等旅費条例施行規則第5条第3項及び様式第3号（第5条関係）に規定されている。

同規則は、令和3年1月に一部を改正する規則が施行され、旅行命令書様式が号繰上げとなったこと、及び令和4年4月に一部を改正する規則が施行され、旅行命令書様式の命令承印欄が削除されたことから、改正後様式を使用する旨を全庁へ周知すべきであったが、周知が行われていなかった。

人事課は旅費に関する指導的立場であるため、規則等の改正により様式等が変更となる場合には、全庁へ周知徹底を行うべきであると思料する。また、人事課の旅行命令（依頼）書を確認したところ、改正後様式を使用せずに、令和3年1月の規則改正以前の様式を使用していた。今後は、規則に則った様式を使用すること。

### 秘書課

指摘事項なし

### 情報管理課

#### 1 備品管理について（局長指摘事項）

平成30年度定期監査において、備品管理の不備について指摘したところであるが、今回、抽出し確認を行ったところ、台帳に記載されているにもかかわらず、既に廃棄したと思われる備品や名称がその他の情報処理機器とあるだけで所在不明の備品が確認された。

早急に台帳と備品の照合作業を行うとともに、名称が「その他～」とある物については、商品名や規格を記載し、適切な備品管理を行うこと。

### 契約課

#### 1 規則の整備について（局長指摘事項）

飯塚市物品管理規則について、令和元年 11 月 8 日政令第 156 号により、地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用条文が繰下げ変更となっている。

しかしながら、同規則第 1 条において、「第 173 条の 3」とすべきところが「第 173 条の 2」のままであった。

速やかに規則の整備を行うとともに、今後は、関係法令の制定改廃に十分注意し、適切な事務処理を行うこと。

## 2 共通物品の管理について（局長指摘事項）

飯塚市物品管理規則に基づき、全庁用の共通物品を購入し、各課からの申請書を審査の上、保管する物品より支給を行っているが、受払簿を確認したところ、支給数について随時記載はされているものの、在庫確認が徹底されておらず、帳簿上と現物の在庫数が相違しているものがあつた。

今後は、定期的に受払簿と現物を照合し在庫確認を行うなど、適正な物品管理を行うこと。

## 3 物品の売払いについて（局長指摘事項）

車両の売払いにおいて、本来であれば入札価格に消費税額を加算し請求すべきところを、誤って税抜き金額で請求し納付させた後に、請求誤りによる不足分として落札業者 1 社（3 件）に対し追加請求を行っていた。

このことは、前回の定期監査においても同様の指摘を行っており、適正な売払い事務が行われているか疑義が生じる。

今後は、決裁時の確認を徹底するなど、誤った請求をすることがないように、慎重な事務処理を行うこと。